

亀山市告示第64号

亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市移住支援金交付要綱

第1条中「場合」を「場合等」に改める。

第2条に次の2号を加える。

- (5) プロフェッショナル人材事業 職業紹介事業者が求職者へ就職先を紹介する国の事業をいう。
- (6) 先導的人材マッチング事業 地域金融機関が職業紹介事業者と連携して求職者へ就職先を紹介する国の事業をいう。

第4条第1号アに次のただし書を加える。

ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内に存する大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校に通学し、東京23区内に通勤した者については、（ア）中「通算5年」とあるのは「通算5年（通学期間を含む。）」と、（イ）中「1年」とあるのは「1年（通学期間を含む。）」とする。

第4条第2号中「に掲げる事項の全て」を「のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア マッチングサイトに掲載している求人により就職した者
次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人により就職したものであること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 就職する法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 支援金の対象となるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職したものであること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

(エ) 就職する法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(カ) プロジェクト達成後に解散することを前提とした個別プ

プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
ウ テレワークを行う者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年府地創第34号）による地域創生テレワーク交付金を活用した取組であって、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

第4条第2号エからキまでを削る。

第5条第2号中「移住先の」を削る。

第10条第4号中「職」の次に「（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）」を加える。

様式第1号を次のように改める。

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

移住支援金交付申請書

亀山市移住支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

記

1 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない）	人
----	----	------------------------------	---

2 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

誓約書に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
申請日から5年以上継続して亀山市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない

【マッチングサイトに掲載している求人による就職の場合】

申請日から5年以上継続して就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と3親等以内の親族である	A 該当しない	B 該当する

【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用する就職の場合】

申請日から5年以上継続して就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
-------------------------	---------	---------

【テレワークを行う場合】

亀山市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属先企業等からの命令である
----------------	------------	------------------

※各種確認事項のBに該当する場合は、支援金の支給対象になりません。

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～		
～		
～		
～		
～		
～		

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記載してください。
ただし、当該在勤履歴がある場合、支援金の支給対象となりません。

5 移住後の生活状況（テレワークを行う場合にのみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度行く ・ 行くことはない

6 支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円

7 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

①誓約書（様式第2号）

②就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）

※マッチングサイトに掲載している求人による就職若しくはプロフェッショナル人材事業
又は先導的人材マッチング事業を利用した就職の場合は（その1）を、テレワークを行
う場合は（その2）を使用する。

③現在の住民票の写し

④住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類
（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）

※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること。

⑤住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類

【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

⑤-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等

⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票、雇用保険被保険
者資格取得届出確認照会回答書等）

【法人経営者又は個人事業主であった者】

⑤-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類

⑤-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】

⑤-5 卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）

⑥本人確認書類（身分証明書の写し）

⑦移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

【三重県及び亀山市確認欄】 ※記入しないこと

管理コード（三重県及び亀山市使用欄）

様式第2号中「亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における移住支援金交付要綱」を「亀山市移住支援金交付要綱」に改め、「職」の次に「（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）」を加える。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

（その1）

年 月 日

亀山市長 様

所在地
事業者名 印
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
就職に関する確認事項	離職することが前提ではない。
	<input type="checkbox"/> マッチングサイトに掲載している求人による就職 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業を利用した就職 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業を利用した就職

【マッチングサイトに掲載している求人による就職である場合】

勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
マッチングサイト求人管理番号	

※ 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を三重県の求めに応じて亀山市に提供し、又は亀山市の求めに応じて三重県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

（その2）

年 月 日

亀山市長 様

所在地
事業者名 印
代表者名 印
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	〒
勤務者住所 （移住後）	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

※ 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を三重県の求めに応じて亀山市に提供し、又は亀山市の求めに応じて三重県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号及び様式第7号中「亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における移住支援金交付要綱」を「亀山市移住支援金交付要綱」に改め、「職」の次に「（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）」を加え、「地域活性化型（地方移住支援）」を「地方移住支援型」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。